

一般事業主行動計画

社員が仕事と子育てを両立させることができ、社員全員が働きやすい環境を作ることによって、すべての社員がその能力を十分に発揮できるようにするために、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 平成 30年 4月 1日～平成 33年 3月31日までの 3年間
2. 内容

目標1：産前産後休業や育児休業、育児休業給付、育休中の社会保険料免除など制度の周知や情報提供を行う。

＜対策＞

- 平成 30年 4月～ 法に基づく諸制度の調査
- 平成 31年 4月～ 制度に関する社員への周知

目標2：育児休業等を取得しやすい環境作りのため、社員への研修を行う。

＜対策＞

- 平成 30年 4月～ 社員への調査による実態把握
- 平成 31年度～ 研修の実施

目標3：平成 31年 8月までに、所定外労働を削減するため、ノー残業デーを設定、実施する。

＜対策＞

- 平成 30年 4月～ 所定外労働の現状を把握
- 平成 30年12月～ 社内検討開始
- 平成 31年 8月～ ノー残業デーの実施　社員への周知（毎月）